

## 上越市選挙管理委員会告示 第 15 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定めた。

令和 8 年 1 月 27 日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

### 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所

別紙のとおり